

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 狭山市は、埼玉県南西部の武蔵野台地と入間台地の一端に位置し、首都圏から約40kmという立地条件のもと、露地栽培中心の農業が発展してきた。

近年は、ほ場整備事業や畑地かんがい施設事業等により、効率的な農業経営が進んでおり、JAいるま野の里芋選果場が新設されるなど、農作業の省力化にも取り組んでいる。

今後も農業用施設を効果的に活用するとともに、ロボット技術やICT等の先端技術を活用したスマート農業の導入を図り、大消費地に隣接した地理的優位性を活かした農業経営を展開し、発展することを目標とする。

また、農業生産の展開の基盤となる優良農地を確保するため、狭山農業振興地域整備計画に即して、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2 狭山市の農業構造については、昭和40年代の工業団地の立地を契機に都市化が進み、就業機会の拡大による若年労働力の離農が生じた結果、安定兼業農家が増加し、近年、これら農業従事者の高齢化により農業従事者が不足してきている。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

3 狭山市は、今後、農家が安定的な兼業で農業外収入を得る一方で農業を行う層、農地の使用収益権を専業農家へ設定する層、使用収益権の設定を受けて農作業の受託等により専業農家を志向する層の3層に分かれると考えられる中で農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

基本的な経営の指標は、狭山市及びその周辺自治体において現に営農している優良な農業経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり560万円程度）や年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 狭山市は、毎年数名の新規就農者を輩出しているところであるが、今後ますますの掘り起こし、広報活動や育成活動を展開するとともに、将来の狭山市農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者

又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業等その他の措置を総合的に実施する。

まず、狭山市は、いるま野農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、狭山市農業委員会(以下「農業委員会」という。)、埼玉県川越農林振興センター(以下「農林振興センター」という。)等が十分なる相互の連携の下で密度の高い指導を行うため、狭山市農業再生協議会(以下「再生協議会」という。)とともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営体を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して上記の再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農地中間管理事業等を活用して進める。

また、農地の流動化に関しては、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

- 5 水田農業等の土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導する。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みめるよう指導、助言する。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農業協同組合を窓口として農作業受委託の拡大を促進し、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努

める。併せて集約的な経営展開及び複合的な経営展開を支援するとともに、農林振興センター等の協力を仰ぎ、品種の改善等による高収益化や新規作物の導入、冬期における空畑の表土飛散防止を促進する。

また、生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態へ誘導する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

狭山市の令和元年度の新規就農者は3人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である里芋、ほうれん草、水菜、枝豆、米麦、茶の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、狭山市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、狭山市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

狭山市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた狭山市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 狭山市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場への参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加や協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めている。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施する。

8 狭山市は、再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者並びに生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けながら行う。

また、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の成果の確認と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に狭山市及び周辺自治体で展開している優良事例を踏まえつつ、狭山市における主要な営農の類型についてこれを示すと、次のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事者の態様等
主穀複合経営	〈基幹作目〉 水稲 200a トマト 20a 〈経営規模〉 水田 200a ハウス 2,000 m ²	〈資本装備〉 作業場兼車庫 1棟 100 m ² トラクター 30PS 1台 高速施肥田植機 4条 自脱型コンバイン4条グレンタンク付 循環型乾燥機 28石 動力噴霧器 搭載型 120 l ハウス 2棟 2,000 m ² パソコン 〈経営条件〉 基盤整備されたはん用水田 ハウス栽培は全量直売 パソコンの活用	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告を実施する ハウスの環境制御、経営管理に高度情報管理システムを導入する	家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 雇用労働力による作業の分業化
露地野菜経営	〈基幹作目〉 ほうれん草 200a 里芋 50a 〔小松菜〕 〔人参〕 〔枝豆〕 〈経営規模〉 畑 150a	〈資本装備〉 作業場兼車庫 1棟 100 m ² 予冷庫 1基 3.3 m ² トラクター 32ps 畦立・播種マルチャー 畑地かんがい施設 パソコン 〈経営条件〉 輪作体系の確立 収穫調整作業等の機械化 パソコンの活用 組織的な土づくり体制	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告を実施する 市場予測、経営管理等にパソコンを活用する	家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 雇用労働力による作業の分業化

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方式	農業従事者 の 態 様 等
露地野菜 複合経営	〈基幹作目〉 ほうれん草 200a 里芋 50a 水菜 100a 〈経営規模〉 畑 80a ハウス 2,000 m ²	〈資本整備〉 作業場兼車庫 1棟 100 m ² 予冷庫 1基 3.3 m ² トラクター 32ps 畦立・播種マルチャー 畑地かんがい施設 パソコン 〈経営条件〉 収穫調整作業等の機械化 プラグ苗によるハウス利用 率の向上 組織的な土づくり体制 パソコンの活用	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告を実施す る 市場予測、経営管 理等にパソコンを 活用する	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制・休日制 の導入 雇用労働力 による作業 の分業化
茶 経 営	〈基幹作目〉 茶成木園 130a 未成木園 50a 〈経営規模〉 茶園 180a	〈資本整備〉 防霜ファン 130a 農機具庫 100 m ² 荒茶加工場 260 m ² 仕上加工場 60 m ² 冷蔵倉庫 35 m ² 栽培管理機械 一式 6OK型製茶機 1ライン パソコン 〈経営条件〉 早、中、晩品種による適期 適採 防霜ファンの設置 製茶加工機械は全自動式 良質生葉、荒茶の一部購入 全量小売 パソコンの活用	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告を実施す る 顧客管理、経営管 理等にパソコンを 活用する	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制・休日制 の導入 農繁期にお ける臨時雇 用者の確保 による過重 労働の防止

営農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方式	農業従事者 の 態 様 等
酪農経営	〈基幹作目〉 乳用牛〈ホルスタイン〉 45頭 飼料作物 イタリアライグラス 300a とうもろこし 150a ソルガム 150a 〈経営規模〉 経産牛 35頭 育成若牛 7頭 育成子牛 3頭 飼料作付地 300a 自作地 100a 借入地 200a	〈資本装備〉 牛舎 660 m ² 堆肥舎 162 m ² パイプラインミルクカー トラック 2t トラクター ロールベアラ コーンハーベスタ パソコン 〈経営条件〉 受精卵移植技術による牛群改良 酪農ヘルパーを定期的に活用 パソコンの活用	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告を実施する パソコンの活用により高度な飼養管理を実施する	家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 酪農ヘルパーを定期的に活用し、飼養管理労働の軽減
肉用牛経営	〈基幹作目〉 肥育牛 120頭 〈経営規模〉 肉用牛〈乳牛去勢〉 60頭 肉用牛 (F1) 60頭 肥育牛 80頭 育成牛 25頭	〈資本装備〉 肥育牛舎 2棟 1,000 m ² 堆肥舎 飼料タンク 3基 自動給餌ミキサー 牛衝機 パソコン 〈経営条件〉 全量購入飼料 食品残さ等の活用により飼料費を低減 パソコンの活用	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告を実施する パソコンを活用した飼料給与を行う 牛群管理の適正により、省力化を図る	家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制の導入 ヘルパーを定期的に活用し、飼養管理労働の軽減

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事者 の態様等
養鶏経営	〈基幹作目〉 採卵鶏（常時） 15,000羽 〈経営規模〉 成鶏 18,000羽 育成鶏 15,000羽	〈資本装備〉 成鶏舎 2,577 m ² 自動給餌機 糞乾燥機 オートパッカー パソコン 〈経営条件〉 鶏卵はコンテナによる出荷 と直販 開放式鶏舎によるケージ飼 育 糞は乾燥して販売 パソコンの活用	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告を実施す る 経営管理、経済性 の予測にパソコン を活用する	家族経営協定 の締結に基づ く給料制・休 日制の導入 雇用労働力の 確保による労 働の軽減
鉢物経営	〈基幹作目〉 シクラメン 1,000 m ² トリアンサス 1,000 m ² ジュリアン 500 m ² ペチュニア 500 m ² [パンジー ベコニア] 〈経営規模〉 ハウス 2,000 m ²	〈資本装備〉 ハウス 2棟 2,000 m ² 底面給水装置 温風暖房装置 用土混合機 パソコン ファクシミリ 〈経営条件〉 施設鉢物は底面給水栽培 直販を中心 パソコンの活用	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告を実施す る 販売管理、経営診 断、顧客サービ ス等にパソコン、フ ァクシミリを活用 する	家族経営協定 の締結に基づ く給料制・休 日制の導入 雇用労働力の 確保による労 働の軽減

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事者 の態様等
都市観光 農業経営	〈基幹作目〉 露地ぶどう 120a 〈経営規模〉 畑 120a	〈資本装備〉 作業場兼格納庫 1棟 66㎡ ぶどう棚 120a スピードスプレーヤ パソコン ファクシミリ 〈経営条件〉 ほ場の団地化 駐車場、トイレ完備 もぎ取り、直売、宅配によ り販売 広報活動は共同にて実施 パソコンの活用	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告を実施す る 販売管理、経営診 断、顧客サービス 等にパソコン、フ ァクシミリを活用 する	家族経営協 定の締結に 基づく給料 制・休日制 の導入 雇用労働力 の活用によ り、適期の 栽培管理と 自家労働力 の適正化

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、基幹従事者2人と
して示している。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする、新たな農業経営を営もうとする青年等
が、目標とすべき農業経営の指標として、効率かつ安定的な農業経営の目標の5割程
度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度を目
標とする。

第4 効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第2に掲げるこれらの効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用

の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
50 %	

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業、利用権設定等促進事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努める。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年後とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、狭山市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮する。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

狭山市は、埼玉県が策定した「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」の第5農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、

狭山市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

狭山市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施する。

ア 畑地かんがい施設事業による実施地域においては、集約的経営や複合経営といった多様なタイプの農業が創意と工夫によって実践され、新しい農業経営が創設される要素も多分にあることから、農業経営基盤強化促進事業を必要に応じて積極的に取り入れて行くことに努める。

イ ほ場整備事業による実施地域においては、効率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施するとともに、農用地利用改善団体の活動を活発化し、担い手不足、遊休農地及び耕作放棄地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが

適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されているものであること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができる。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 狭山市への確約書の提出や狭山市との協定の締結を行う等により、その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができる。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限る。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等受ける者が利用権の設定等を受けた場合において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を行う場合の措置

- ① 狭山市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号による様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 狭山市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 狭山市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 狭山市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定める。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、狭山市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 狭山市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 狭山市の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出る。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 狭山市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、

その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 狭山市は、(5)の②から④の規定による農地中間管理機構、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定める。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、狭山市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 狭山市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定める。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定める。

- ① 利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借

の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

狭山市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公告

狭山市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

(10) 公告の効果

狭山市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転する。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

狭山市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 狭山市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 狭山市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消す。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 狭山市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を所定の手段により公告する。

④ 狭山市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

2 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業

(1) 狭山市は、県下一円を区域として農地中間管理機構に指定された公益社団法人埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 狭山市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

狭山市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進する。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定める。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を狭山市に提出して、農用地利用規程について狭山市の認定を受けることができる。

② 狭山市は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適

切であること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 狭山市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①～③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の受託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定める。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 狭山市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は

特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが
確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用に程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。

- ③ 農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 狭山市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 狭山市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援や協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(1) 農作業の受委託の促進

狭山市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

狭山市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制やヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

埼玉県青年農業者等育成センターや農林振興センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、県内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインタ

ーンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

狭山市が主体となって埼玉県農業大学校や農林振興センター、農業委員、地域指導農家、農業協同組合等と連携・協力して、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、市町村・農業協同組合等の関係機関が連携し設置した、「明日の農業担い手育成塾」の卒業生等の交流会に参加を促すとともに、4Hクラブや農業青年会議所との交流の機会を設ける。また、農業協同組合や再生協議会とも連携して、直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については埼玉県青年農業者等育成センター、農林振興センター、技術や経営ノウハウについての習得については埼玉県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては埼玉県青年農業者等育成センター、農林振興センター、農業協同組合や地域指導農家等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

狭山市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮する。

ア 狭山市は、ほ場整備事業や畑地かんがい施設事業等の土地改良事業の推進を通じて、農用地の有効利用を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 狭山市は、農業経営体を支援する事業をはじめとする関係諸事業を導入することで農村の健全な発展と、『新鮮で安全安心な野菜供給基地』としての位置を確立することにより、望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

ウ 狭山市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた取り組みによって、水稻作を推進する者、転作を推進する者とのバランスを通じて望ましい地域農業と農業経営体の育成を図る。

特に農業協同組合・農用地利用改善団体・認定農業者等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開を図る。

エ 狭山市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

(2) 推進体制

① 事業推進体制等

狭山市は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、狭山市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この基本構想は、平成 7年 1月31日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成 9年10月 2日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成12年 3月 1日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年 4月19日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年 6月10日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和 4年 3月 2日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める用件を備えている場合には、利用権の設定等を行う。

- （1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- （2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でない認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定める。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定める。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払う。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払う。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行する。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき狭山市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払い方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 損益の算定基準	③ 損益の支払い方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替える。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払い方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われていないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。</p>